

公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため 実行すべき措置について定める実施計画

平成19年11月6日
公正取引委員会地球環境
問題対策推進委員会決定

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成19年3月30日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、公正取引委員会のこれまでの取組結果にかんがみ、今後の取組目標及び具体的な実施計画を以下のとおり定める。

なお、「公正取引委員会がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成18年1月策定）及び「公正取引委員会温室効果ガス削減計画」（平成18年3月策定）については廃止する。

第1 これまでの取組結果

公正取引委員会の平成18年度における温室効果ガス排出量は、実行計画の目標である平成13年度（以下「基準年度」という。）比7%削減を越す約15%の増加であった。

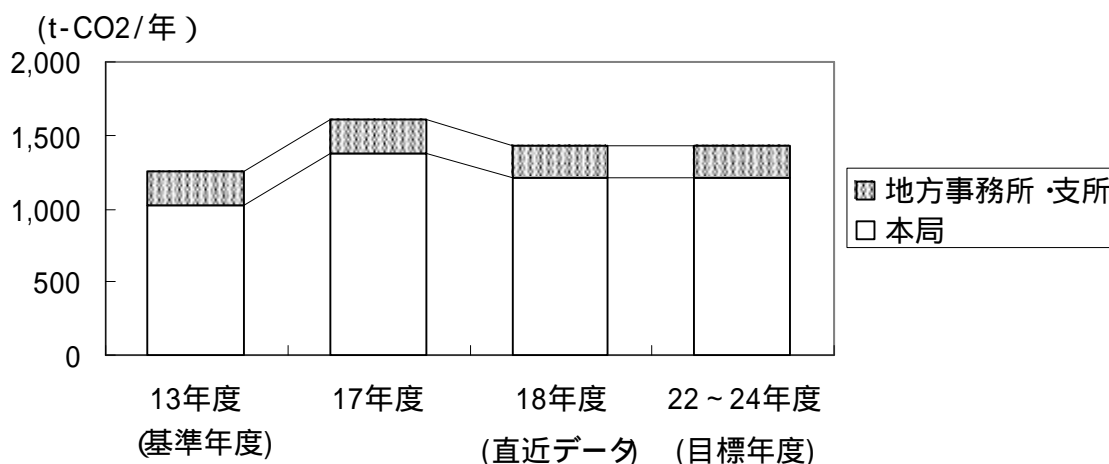
これは、公正取引委員会の組織拡大に伴い、平成18年度末現在の定員（基準年度比約30%）及び執務室面積（同約10%）が増加となったためである。ただし、公正取引委員会の平成18年度における1人当たりの温室効果ガス排出量は、基準年度比で約10%の減少であった。

第2 今後の取組目標

公正取引委員会は、政府の実行計画第4の6（5）中段に該当するものと整理されているところ、平成21年度に予定される庁舎統合に伴う執務面積の増加及び今後の定員推移を踏まえつつ、本局・地方事務所・支所が入居している合同庁舎での排出量抑制の取組に積極的に参画するとともに、公正取引委員会として採用可能な取組を行うことにより、新たな目標年度である平成22年度から平成24年度までの温室効果ガス排出量の平均を平成18年度の水準に維持することを目標とし、具体的な実施計画に掲げる取組を行うこととする。

なお、この目標は、公正取引委員会の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能であると見込まれる場合には適宜見直すこととする。

< 排出状況及び目標値のグラフのイメージ >



第3 具体的な実施計画

1. 対象となる事務及び事業

原則として、公正取引委員会が行うすべての事務及び事業を対象とする。

2. 実施計画の期間等

実施計画の期間は平成19年度から平成24年度までとし、計画の実施状況、技術の進歩等を踏まえ、必要に応じ見直すこととする。

3. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車については、低公害車の導入を図る。特に一般公用車については、低公害車比率100%を維持する。

車の買換えに当たっては、より温室効果ガスの排出の少ない車の導入を進める。

(2) 自動車の効率的利用等

待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。

有料道路を利用する公用車について、ETC車載機の設置を進める。

タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。

カーエアコンの冷房設定温度を1度アップする。

ガソリンを満タンにしない。

通勤時や業務時の移動において、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

タクシー券の適切な管理の一層の徹底を図り、タクシー利用を抑制する。

来庁舎に対して、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

(3) 自転車の活用

事務連絡等の業務において、自転車の積極的な利用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

エネルギー消費の多いOA機器，家電製品及び照明等の機器を省エネルギー型のものに極力切り替えることとし，更新に当たって計画的に実施する。

(5) 用紙類の使用量の削減

コピー用紙，事務用箋，伝票等の用紙類の年間使用量について，各部局単位など適切な単位で把握し，管理し，削減を図る。

会議資料や事務手続の一層の簡素化を図る。

各種報告書類の大きさ等の規格の統一化（A4版化の徹底）を進め，また，そのページ数や部数についても必要最小限度の量となるよう見直しを図る。

両面印刷，両面コピーの徹底を図る。

内部で使用する各種資料をはじめ，閣議，審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。また，不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については，再使用，再生利用の徹底を図る。

使用済用紙の裏紙使用を図る。

使用済封筒の再使用など，封筒使用の合理化を図る。

温室効果ガスの排出削減の観点から，ペーパーレスシステムの早期の確立を図るため，電子メール，庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。

(6) 再生紙などの再生品や木材の活用

ア 再生紙の使用等

購入し，使用するコピー用紙，罫紙・起案用紙等の用紙類については，再生紙の使用を進める。

印刷物については，再生紙を使用するものとする。また，その際には，古紙パルプ配合率を明記するよう努める。

イ 木材，再生品等の活用

購入し，使用する文具類，機器類，制服・作業服等の物品について，再生材料から作られたものを使用する。

間伐材，小径材等の木材や未利用繊維等の利用状況の低位な原材料から作られた製品を可能な限り使用する。

初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には，リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

(7) ハイドロ・フルオロ・カーボン（HFC＝冷却材等。以下「HGC」という。）の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

ア HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

庁内で使用する冷蔵庫，空調機器及びカーエアコンの購入，交換に当たっては，HFCの代替物質を使用した製品や，HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。

エアゾール製品を使用する場合にあっては，安全性に配慮し，必要不可欠な用途を除いて，代替物質を使用した非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

イ 電気機械器具からの六フッ化硫黄（SF₆）の回収・破壊等

庁内で使用する電気機械器具の廃棄，整備に当たっては，極力六フッ化硫黄（SF₆）の回収・破壊，漏洩の防止を行うよう努める。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品，原材料等の選択

物品の調達に当たっては，温室効果ガスの排出の少ない製品，原材料等の使用が促進されるよう，製品等の使用等の事前の確認を行う。

環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について，当該情報の適切性に留意しつつ活用し，温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を極力図る。

資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を極力図る。

イ 製品の長期使用等

詰め替え可能な洗剤，文具等を使用する。

机等の事務用品の不具合，更新を予定していない電気製品等の故障の際には，それらの修繕に努め，再使用を図る。

部品の交換修理が可能な製品，保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置の見直し

庁内の自動販売機の設置実態を精査し，エネルギー消費の少ない機種への変更を促す。

エ 購入時の過剰包装の見直し

簡略に包装された製品の選択，購入を図る。また，リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。

4. 建築物の建築，管理等に当たっての配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において省エネルギー診断を主としたグリーン診断の推進，さらなるエネルギーの使用の合理化のための設備・機器の導入，設備等改修，運用改善について，庁舎管理省庁に積極的に協力する。

庁舎管理官庁における入居庁舎の電気使用量及びエネルギー供給設備等で使用する燃料の量を削減し，それに伴う温室効果ガスの排出量を低減さ

せるための対策について、積極的に協力する。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

執務室等の改修に用いる建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、建設廃材等の再生利用を図る。

断熱性能向上のため、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。

支障のない限り再生産可能な資源である木材の利用に努める。

安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建設資材の利用を促進する。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

空調設備について、公正取引委員会で独自に調達又は更新する場合には、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎管理官庁と協力して庁舎内における冷暖房温度の適正管理（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を一層徹底する。

(5) 太陽光発電等新エネルギーの有効利用

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に太陽光発電、燃料電池等を可能な限り幅広く導入するよう努める。

(6) その他

庁舎管理官庁と連携してESCO（Energy Service Company）事業の検討等を進める。

5. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制

OA機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底する。FAX、プリンター及びコピー機については、電力、紙等の抑制を図るため、複合機の導入を進める。

OA機器、家電製品及び照明については、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。退庁時にはOA機器、家電製品及び照明の電源を必ず切ることを徹底するとともに、昼休みの照明は業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図ることとし、また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯しそれ以外は消灯を徹底する。

夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装を励

行する。また、冬季における服装についても、寒さをしのげる服装の着用を呼びかける。

発熱の大きいOA機器の配置を工夫する。

深夜残業のための点灯時間の縮減及び職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、水曜日の定時退庁の一層の徹底を図る。このため、水曜日の午後5時以降は、主催会議の中止を進める。

職員の福利厚生の上昇に係る要請への対応ともあいまって、有給休暇の計画的消化の一層の徹底、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。

廊下等での自然光の活用を図る。

職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底する。

冷蔵庫の効率的使用を図る。

庁舎管理官庁に協力して、庁舎に高効率給湯器を可能な限り幅広く導入するよう努める。

イ 庁舎における節水等の推進

庁舎管理官庁と協力して、家庭と同様の簡便な手法を利用したトイレ洗浄用水の節水を進める。

必要に応じ、トイレに流水音発生器を設置する。

庁舎管理官庁と協力して、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。

庁舎管理官庁と協力して、水漏れ点検の徹底を図る。

公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。

(2) ゴミの分別

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3) 廃棄物の減量

廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再使用（Recycle）の3Rを極力図る。

その事務として、容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再使用や再生利用を図る。

使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。

紙の使用量の抑制を図る。（再掲）

事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。（再掲）

不要になった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努める。（再掲）

シュレッダーの使用は秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

コピー機，プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。

厨房（給湯室）を使用する職員等へ呼びかけ，庁舎にある厨房（給湯室）設備からの排水中に混入する生ゴミの量を抑制する。

廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には，適正に処理されるよう努める。

物品の在庫管理を徹底し，期限切れ廃棄等の防止に努める。

6．職員に対する研修等

- (1) 昼休みの消灯などの取組について周知する。
- (2) 職員に対する環境保全関連行事への参加を奨励する。
- (3) 全職員に対し，庁内電子掲示板や新人研修等において，本実施計画の周知を図り，本実施計画の具体的行動について取組の徹底を目指す。
- (4) 職員から省CO₂化に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し，効果的なものを実行に移す。

7．公正取引委員会実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

前記取組の推進は，「公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会設置要領について」（平成17年事務総長通達第17号）に基づき設置されている，公正取引委員会地球環境問題対策推進委員会（以下「委員会」という）において行う。

- (1) 委員の構成
（委員長）官房総括審議官
（委員長代理）官房総務課長
（委員）官房人事課長，官房国際課長，経済取引局総務課長，経済取引局取引部取引企画課長，審査局管理企画課長，審査局犯則審査部第一特別審査長，官房総務課会計室長
- (2) 委員長は，実行責任者として本計画の推進，評価及び点検を統括する。
- (3) 委員会は，本計画の推進，評価及び点検を実施する。
- (4) 委員会事務局は，官房総務課会計室において行う。
- (5) 委員会事務局は，適宜，電力使用量等をもとに，本計画の進捗状況を把握し，委員会に報告をするとともに，必要に応じ職員にメール等で伝達するものとする。
- (6) 委員長は本計画の推進状況を踏まえ，必要に応じ，設備回収等のハード対策の追加を行うとともに，職員の取組強化等を指示するものとする。